

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成29年3月31日	
【会社名】	SBI AXES株式会社	
【英訳名】	SBI AXES Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三文字 正孝	
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目1番1号	
【電話番号】	(03) 3498-5011(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 阿部 純一郎	
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目1番1号	
【電話番号】	(03) 3498-5011(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 阿部 純一郎	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,300,000,300円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,291,140株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社は単元株制度を採用しておりません。

- (注) 1. 本有価証券届出書に係る新株式発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成29年3月31日開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 本第三者割当増資は、後記「4 新規発行による手取金の使途」の「(2) 手取金の使途」記載のとおり、SBIビジネス・ソリューションズ株式会社（以下「ビジネス・ソリューションズ」といいます。）、SBIレミット株式会社（以下「レミット」といいます。）及びSBIソーシャルレンディング株式会社（以下「ソーシャルレンディング」といい、ビジネス・ソリューションズ及びレミットと総称して、以下「本買収対象会社」といいます。）の株式取得（以下「本買収」といいます。）に係る株式取得資金の一部の調達を目的とするものであります。したがって、本第三者割当増資は、割当予定先及びSBIファイナンシャルサポート株式会社（以下「ファイナンシャルサポート」といいます。）との間で、両社が保有するビジネス・ソリューションズの発行済株式の全てを当社が取得する旨の株式譲渡契約、割当予定先との間で、割当予定先が保有するレミットの発行済株式の全てを当社が取得する旨の株式譲渡契約並びに割当予定先及びファイナンシャルサポートとの間で、両社が保有するソーシャルレンディングの発行済株式の全てを当社が取得する旨の株式譲渡契約を、当社がそれぞれ締結し、当該各契約（総称して、以下「本買収契約」といいます。）が払込期日において有効に存続していることを条件とします。当社、割当予定先、ファイナンシャルサポート及び本買収対象会社間の本買収前及び本買収後の資本関係につきましては、後記「4 新規発行による手取金の使途」の「(2) 手取金の使途」をご参照ください。なお、平成29年3月31日開催の当社取締役会において、本買収契約の締結は決議されており、本買収契約は平成29年4月1日付けで締結する予定です。
3. 本有価証券届出書提出日現在、当社の発行済株式の全ては韓国預託決済院（以下「KSD」といいます。）に預託され、当社は、当該預託された株式を基礎資産としてKSDが発行する株式預託証券（当社の株式を基礎資産としてKSDが発行する株式預託証券を、以下「当社DR」といいます。）を韓国KOSDAQ市場に上場させております。本第三者割当増資によって発行される株式（以下「新株式」といいます。）についても、KSDへの預託を前提として当社DRに転換し、韓国KOSDAQ市場に上場されることとなるため、本第三者割当増資は、割当予定先が、新株式を引き受けた後、直ちに新株式をKSD（日本における保管機関を含みます。）に預託する旨を約していることを条件とします。株式預託証券の仕組みにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特記事項」をご参照ください。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	3,291,140	1,300,000,300	650,000,150
一般募集			
計（総発行株式）	3,291,140	1,300,000,300	650,000,150

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、650,000,150円であります。

（２）【募集の条件】

発行価格 （円）	資本組入額 （円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期日
395	197.5	1株	平成29年4月17日		平成29年4月17日

- （注）１．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 ２．発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 ３．本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
 ４．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに募集株式の総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

（３）【申込取扱場所】

店名	所在地
SBI AXES株式会社 本社	東京都渋谷区渋谷二丁目1番1号

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 雷門支店	東京都台東区浅草一丁目1番15号

３【株式の引受け】

該当事項はありません。

４【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,300,000,300	8,000,000	1,292,000,300

- （注）１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 ２．発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用及び登記関連費用等となります。

（２）【手取金の使途】

具体的な使途	支出予定額（円）	支出予定時期
SBIビジネス・ソリューションズ株式会社、SBIレミット株式会社及びSBIソーシャルレンディング株式会社の完全子会社化に要する株式取得資金	1,292,000,300	平成29年4月

- （注）本第三者割当増資による調達資金は、Fintech関連事業を営む本買収対象会社3社を完全子会社化するための株式取得資金の合計3,500,000,000円（以下「本買収資金」といいます。）の一部に充当する予定です。本買収対象会社の概要は、後記「（本買収対象会社の概要）」をご参照ください。
 当社は、本有価証券届出書提出日開催の当社取締役会において、Fintech関連事業を事業の中核に据えて成長を加速させ、企業価値の向上を図るべく、割当予定先グループにおいてFintech関連事業を営む本買収対象会社3社の発行済株式の全てを割当予定先及びファイナンシャルサポートからそれぞれ取得することを決議いたしました。本買収資金のうち1,292,000,300円を本第三者割当増資により調達し、また、不足分については、2,200,000,000円を金融機関からの借入れにより調達し、残りは自己資金をもって充当することで、平成29年4月中旬に、本買収契約における本買収対象会社の株式の取得代金の支払義務を履行する予定です。なお、本買収契約においては、本買収対象会社の株式の譲渡は、当該支払義務の履行に先立ち、平成29年4月1日付けで実施される旨の条項が定められる予定です。

（取得価格の算定根拠）

本買収対象会社の株式価値の算定については、本買収対象会社がいずれも非公開会社であることから、取得価格の公平性・妥当性を確保するために、当社は、独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS（東京都千代田区大手町一丁目9番5号、代表取締役 知野雅彦及び大信田博之、以下「KPMG FAS」といいます。）に依頼しました。KPMG FASと当社との間には重要な利害関係はありません。

本買収対象会社の価値の源泉は、事業が生み出すキャッシュフローにあると考えられるため、本買収対象会社の株式価値の評価方法については、DCF法を採用しており、当社としてもDCF法は本買収対象会社の超過収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることから評価方法として合理的であると判断しております。

DCF法によって算定された本買収対象会社3社の株式価値の合計は3,224,000,000円から3,760,000,000円となっており、当社は、この算定結果を踏まえて本買収対象会社の株主である割当予定先及びファイナンシャルサポートとの間で協議・交渉を重ねた結果、概ね上記算定結果の中央値(合計3,500,000,000円)で取得価格を合意することといたしました。

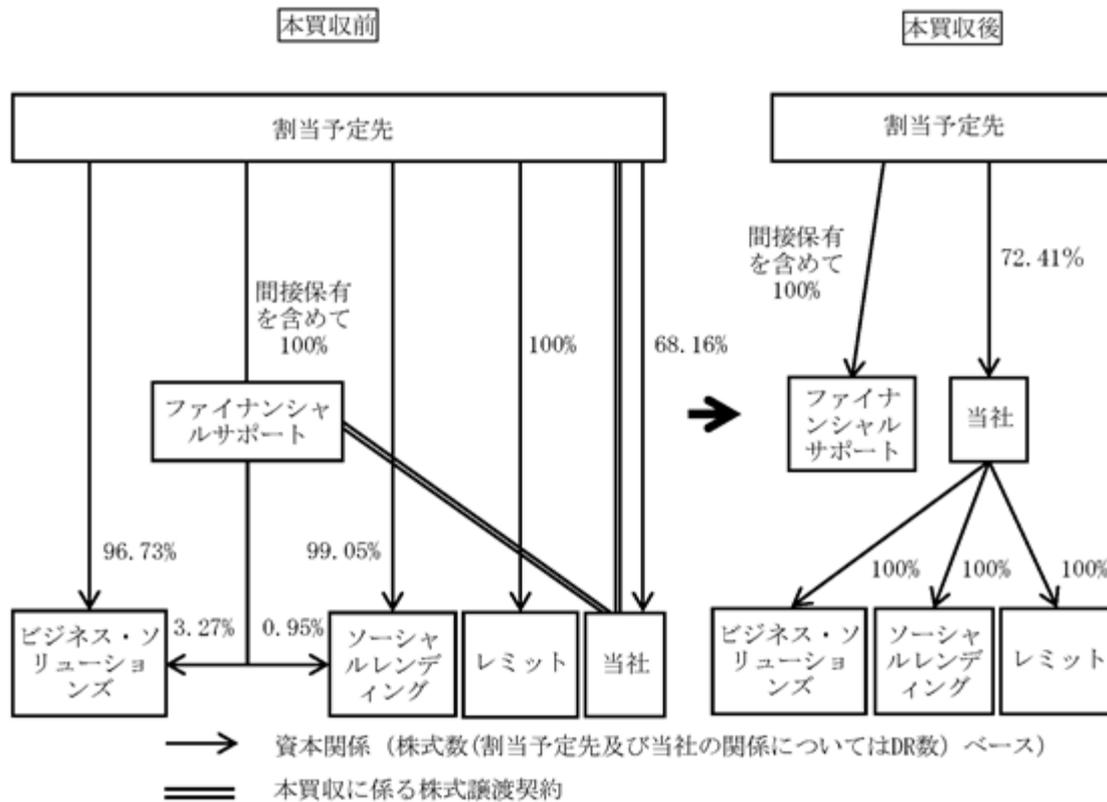
(本買収対象会社の概要)

名称 SBIビジネス・ソリューションズ株式会社
所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号
代表者 代表取締役社長 森田 俊平
事業内容 バックオフィス支援サービスの提供
資本金 300,010,000円
設立年月日 平成1年9月27日
株主構成
・割当予定先：21,189株(96.73%)
・ファイナンシャルサポート：717株(3.27%)

名称 SBIレミット株式会社
所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号
代表者 代表取締役 安藤 伸生
事業内容 国際送金業
資本金 50,000,000円
設立年月日 平成22年8月24日
株主構成
・割当予定先：18,000株(100%)

名称 SBIソーシャルレンディング株式会社
所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号
代表者 代表取締役 織田 貴行
事業内容 ソーシャルレンディングサービスにおける出資募集業務、貸金業務
資本金 10,000,000円
設立年月日 平成20年1月24日
株主構成
・割当予定先：220,658株(99.05%)
・ファイナンシャルサポート：2,110株(0.95%)

なお、当社、割当予定先、ファイナンスサポート及び本買収対象会社間の本買収前及び本買収後の資本関係は下図のとおりです。



第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特記事項】

本有価証券届出書提出日現在、当社の発行済株式の全てはKSDに預託され、当該預託された株式を基礎資産としてKSDが発行する当社DRが韓国KOSDAQ市場に上場しております。他方で、当社の発行済株式は、日本の証券取引市場には上場していません。

韓国KOSDAQ市場において日本企業が上場を行う場合、株式を上場させるのではなく、株式を基礎資産としてKSDが発行する株式預託証券（以下「DR」といいます。）を上場させる方式（以下「DR上場方式」といいます。）が採用されることが一般的であり、平成24年12月の当社の韓国KOSDAQ市場への上場に際しても、DR上場方式が採用されています（注）。

（注） DRの所有者は、KSDを通じて株主総会における議決権や剰余金配当請求権を行使することが可能であり、基礎資産である株式に係る株主と実質的に同等の権利を行使することができます。

なお、DR上場方式により韓国KOSDAQ市場に上場した企業が第三者割当増資により新たに株式を発行する場合、原則として、新たに発行する株式を基礎資産とするDRを全て同市場に上場させる必要があります（KOSDAQ市場上場規程第11条第3項）。したがって、本第三者割当増資によって発行される新株式についても、発行後速やかに割当予定先がKSDに預託を行い、当該預託に伴って割当予定先に対して交付される新株式の数と同数の当社DRを韓国KOSDAQ市場に上場させることになります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	SBIホールディングス株式会社	
本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号	
直近の有価証券報告書等の提出日	平成28年6月29日	第18期（平成27年4月1日 - 平成28年3月31日）有価証券報告書
	平成29年3月10日	第18期（平成27年4月1日 - 平成28年3月31日）訂正有価証券報告書
	平成28年8月10日	第19期第1四半期（平成28年4月1日 - 平成28年6月30日）四半期報告書
	平成28年11月14日	第19期第2四半期（平成28年7月1日 - 平成28年9月30日）四半期報告書
	平成29年2月13日	第19期第3四半期（平成28年10月1日 - 平成28年12月31日）四半期報告書

b．提出者と割当予定先との関係

出資関係	割当予定先は、当社の株式を基礎資産として発行された当社DR14,561,991個（発行済みの当社DRの総数に対する所有割合68.16%）を保有しており、当社の親会社に該当いたします。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

当社は、Fintech関連事業を事業の中核に据えて成長を加速させ、企業価値の向上を図ることを企図して、平成29年2月ごろ、Fintech関連事業を営む本買収対象会社3社の完全子会社化を目的とした株式取得について検討を開始し、合わせて、本買収資金を調達するべく、金融機関からの借入れによる資金調達を主要な調達方法として念頭に置きつつ、金融機関との間で交渉を行ってまいりました。

その後、当社の財務基盤を強化する必要性も勘案し、金融機関からの借入れに加えて、第三者割当増資による資金調達を行うことにより本買収資金を調達する方針といたしました。なお、当該方針を決定するにあたり、公募増資及び株主割当の方法によることも検討いたしましたが、本買収を確実に、かつ、早期に実現するためには、手続に時間を要し、また調達額が予め確定しない公募増資及び株主割当の方法によることは適当でない判断いたしました。

当社は、当社の事業内容及びFintech関連事業の拡大をはじめとする当社の今後の事業戦略を理解していること、本買収のために適時の資金調達が可能であること、を条件として、本第三者割当増資による資金調達の引受先の検討を行った結果、当社の親会社であり、当社の事業戦略を十分に理解しているSBIホールディングス株式会社を割当予定先に選定することが、当社の企業価値の向上に資すると判断いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 3,291,140株

e．株券等の保有方針

割当予定先との間に、株券等の保有方針に関する特段の取決めはございませんが、当社の親会社として、本第三者割当増資によって発行される新株式を基礎資産として発行される当社DRを中長期的に保有する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、新株式を基礎資産として発行される当社DRについて、割当予定先は、韓国の法令上、当該当社DRの交付日から起算して1年間は第三者に売却することができません（資本市場と金融投資業に関する法律第9条第7項、同法施行令第11条第3項、証券の発行及び公示などに関する規程第2 - 2条 第1項）。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が関東財務局長に提出した直近の有価証券報告書(平成28年6月29日提出)及び四半期報告書(平成29年2月13日提出)記載の現金及び預金の残高を確認した結果、割当予定先が払込みをするための十分な資金を有することが確認されたため、割当予定先による新株式発行に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、割当予定先が平成28年6月29日付けで東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、東京証券取引所のホームページにて確認することにより、当社は割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が、特定団体等とは一切関係がないと判断しております。加えて、当社は、割当予定先から、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等とは一切関係がない旨の口頭による確約を受けております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社の株式は上場していないため、直接参考とすべき市場株価は存在ませんが、前記「第2 募集又は売出しに関する特記事項」記載のとおり、当社の株式1株につき1個の割合で発行される当社DRが韓国KOSDAQ市場に上場し、当社DR1個が当社株式1株と実質的に同等の価値を有する有価証券として流通していることから、当社DRの市場株価を参考にして発行価格を決定いたしました。

発行価格につきましては、韓国KOSDAQ市場における第三者割当増資その他の有価証券の発行を行う場合の発行価格に係る規制(注1)における基準株価と同額といたしました(注2)。

(注)1. 証券の発行及び公示などに関する規程上、以下「及び」のいずれか低い価格を基準株価とし、第三者割当増資に係る発行価格は、当該基準株価からディスカウント率10%以内の価格としなければならないとされております(証券の発行及び公示などに関する規程第5-15条の2、第5-18条第2項)。

第三者割当増資による新株式の発行に係る取締役会決議日の直前日及び直前日を起算日とする直近1週間、1か月間のそれぞれの加重算術平均株価(証券取引市場で取引された当該銘柄の総取引金額を、総取引数量で除して算出した平均株価を意味します。以下、同様です。)を算出し、算出されたそれぞれの加重算術平均株価を単純平均した価格

第三者割当増資による新株式の発行に係る取締役会決議日の直前日の加重算術平均株価

2. 上記1.記載の韓国における発行価格に係る規制に従って算出された当社DRの基準株価は上記の価格による3,958韓国ウォン(小数点以下切上げ)となります。本第三者割当増資に係る発行価格につきましては、当該基準株価に対するディスカウントは行わないものとし、新株式の発行に係る取締役会決議日の直前日(平成29年3月30日)のソウル外国為替仲介株式会社が告示する基準為替レートである10.0256韓国ウォン=1円を乗じて(小数点以下切上げ)算出した395円としております。

上記発行価格につきましては、第三者割当増資を行う場合の発行価格に係る上記規制を遵守することを前提に、割当予定先が上場企業であり、一般株主の信託を受けていることも踏まえ、割当予定先と協議の上、決定いたしました。

なお、当該発行価格につきましては、本第三者割当増資による新株式の発行に係る取締役会決議日の直前日の当社DRの終値396円(新株式の発行に係る取締役会決議日の直前日(平成29年3月30日)のソウル外国為替仲介株式会社が告示する基準為替レートである10.0256韓国ウォン=1円を乗じて(小数点以下切上げ)算出した価格。以下当社DRの終値の単純平均値の記載について同様です。)から0.25%ディスカウントした価格、直前1か月間の当社DRの終値の単純平均値393円に対して0.51%のプレミアムを乗せた価格、同過去3か月間の終値の単純平均値391円に対して1.02%のプレミアムを乗せた価格、同過去6か月間の終値の単純平均値389円に対して1.54%のプレミアムを乗せた価格となります。

また、当該発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)の考え方にも整合するものであり、さらに、韓国における第三者割当増資を行う場合の発行価格に係る規制上の基準株価に対するディスカウントが行われていない価格であることから、特に有利な発行価額には該当しないものであると判断いたしました。なお、本第三者割当増資に係る取締役会に出席した監査役3名(うち社外監査役は3名)全員から、上記の算定根拠に基づく発行価格の決定は、上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の考え方にも整合するものであり、割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見をj得ております。

(2) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による新規発行株式数は3,291,140株であり、当該株式を基礎資産として当該株式と同数の当社DRが発行された場合、本有価証券届出書提出日における発行済当社DRの総数である21,365,400個を分母とする希薄化率は15.40%となります。また、議決権ベースでも、本第三者割当増資による新規発行株式数と同数の当社DRに係る議決権の数は3,291,140個であり、本有価証券届出書提出日現在における発行済当社DRに係る議決権の総数である19,746,282個を分母とする希薄化率は16.67%となります。そのため、本第三者割当増資により、当社の普通株式及び当社DRに一定の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社がFintech関連事業を事業の中核に据えて成長を加速させるためには本買収を実現することが必要であり、本買収を実現するにあたっては本第三者割当増資による資金調達が不可欠であることを考慮すると、本第三者割当増資に係る割当数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	14,561,991	73.75	17,853,131	77.50
Jang-mansun	Ojeong-gu Bucheon-si Gyeonggi-do S.KOREA	287,407	1.46	287,407	1.25
An-Byeongil	Bundang-gu, Seongnam-si, Gyeonggi-do, Korea	286,059	1.45	286,059	1.24
HanaBank (Korea Investment Value Asset Management)	Jung-Gu, Seoul, 04538, Korea	182,364	0.92	182,364	0.79
Kim-Ikryong	Nowon-gu, Seoul, Korea	140,874	0.71	140,874	0.61
woojin i&s	Seocho-gu, Seoul, Korea	115,600	0.59	115,600	0.50
Shim-Hyun-Sun	Songpa-gu, Seoul	100,000	0.51	100,000	0.43
Jung-Uijun	Dong-gu, Daegu, Korea	97,762	0.50	97,762	0.42
Lee-Sangchul	Ilсандong-gu, Goyang-si, Gyeonggi-do, Korea (Jungsan- dong)	88,600	0.45	88,600	0.38
Park-Jangsub	Geumcheon-gu, Seoul, 08511, Korea	85,813	0.43	85,813	0.37
計	-	15,946,470	80.76	19,237,610	83.51

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日現在の当社DRの保有者の状況について記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日現在の発行済みの当社DRの総数及びその総議決権数に、本第三者割当増資によって割当予定先に割り当てる予定の株式3,291,140株を基礎資産として発行される当社DR（議決権数3,291,140個）を加えて算出しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」記載の有価証券報告書（第5期）及び四半期報告書（第6期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成29年3月31日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成29年3月31日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」記載の有価証券報告書（第5期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年3月31日）までの間において、以下の臨時報告書を平成29年3月31日に関東財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

1 提出理由

当社は、平成29年3月31日開催の取締役会において、SBIビジネス・ソリューションズ株式会社、SBIレミット株式会社及びSBIソーシャルレンディング株式会社の株式をそれぞれ取得し、完全子会社化することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 子会社の取得の決定について（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容）

(1) 取得対象子会社の概要

SBIビジネス・ソリューションズ株式会社

(1) 商号	SBIビジネス・ソリューションズ株式会社		
(2) 本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号		
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 森田 俊平		
(4) 資本金の額	300,010千円（平成29年3月31日現在）（注）		
(5) 純資産の額	537,117千円（平成28年3月31日現在）		
(6) 総資産の額	643,631千円（平成28年3月31日現在）		
(7) 事業内容	バックオフィス支援サービスの提供		
(8) 取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益（単位：千円）			
決算期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	467,430	483,378	522,192
営業利益	49,920	71,523	102,818
経常利益	53,234	74,623	107,431
当期純利益	29,935	48,633	70,738
(9) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		

（注）平成29年3月30日付けの第三者割当増資により、本臨時報告書提出日現在の資本金の額は100,000千円から300,010千円に増加しております。

SBIレミット株式会社

(1) 商号	SBIレミット株式会社		
(2) 本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号		
(3) 代表者の氏名	代表取締役 安藤 伸生		
(4) 資本金の額	50,000千円(平成28年3月31日現在)		
(5) 純資産の額	183,814千円(平成28年3月31日現在)		
(6) 総資産の額	907,425千円(平成28年3月31日現在)		
(7) 事業内容	国際送金業		
(8) 取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益(単位:千円)			
決算期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	394,613	540,017	1,052,181
営業利益	73,681	137,330	123,054
経常利益	93,326	135,315	111,133
当期純利益	67,440	97,330	109,625
(9) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		

SBIソーシャルレンディング株式会社

(1) 商号	SBIソーシャルレンディング株式会社		
(2) 本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号		
(3) 代表者の氏名	代表取締役 織田 貴行		
(4) 資本金の額	10,000千円(平成28年3月31日現在)		
(5) 純資産の額	137,468千円(平成28年3月31日現在)		
(6) 総資産の額	5,664,866千円(平成28年3月31日現在)		
(7) 事業内容	ソーシャルレンディングサービスにおける出資募集業務、貸金業務		
(8) 取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益(単位:千円)			
決算期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	70,398	133,427	216,974
営業利益	82,591	19,972	47,355
経常利益	85,240	23,139	42,301
当期純利益	123,056	106,346	97,780
(9) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、Fintech関連事業を事業の中核に据えて成長を加速させ、企業価値の向上を図るべく、当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社グループにおいてFintech関連事業を営むSBIビジネス・ソリューションズ株式会社、SBIレミット株式会社及びSBIソーシャルレンディング株式会社を完全子会社化することといたしました。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

取得対象子会社の株式	3,500,000千円
アドバイザー費用等(概算額)	23,000千円
合計(概算額)	3,523,000千円

2. 特定子会社の異動について(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

(1) 名称	SBIビジネス・ソリューションズ株式会社
(2) 住所	東京都港区六本木一丁目6番1号
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 森田 俊平
(4) 資本金の額	300,010千円
(5) 事業の内容	バックオフィス支援サービスの提供

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数	異動前	-
	異動後	21,906株(予定)
特定子会社の総株主等の議決権に対する割合	異動前	-
	異動後	100.00%(予定)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、平成29年3月31日開催の取締役会において、SBIビジネス・ソリューションズ株式会社、SBIレミット株式会社及びSBIソーシャルレンディング株式会社の株式をそれぞれ取得し、完全子会社化することを決議いたしました。SBIビジネス・ソリューションズ株式会社については、同社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日

平成29年4月1日(予定)

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第5期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月24日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第5期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成29年3月23日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第6期第3四半期)	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	平成29年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2016年6月23日

SBI AXES 株式会社
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阪 田 大 門 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加 藤 博 久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSBI AXES株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、SBI AXES株式会社及び連結子会社の2016年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2016年6月23日

SBI AXES 株式会社
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阪 田 大 門 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加 藤 博 久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSBI AXES株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI AXES株式会社の2016年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2017年2月9日

SBI AXES 株式会社
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 健司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているSBI AXES株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2016年10月1日から2016年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2016年4月1日から2016年12月31日まで)に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、SBI AXES株式会社及び連結子会社の2016年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。